

e 承認サービス(マンション管理組合)＜総合振込利用版＞利用規定(2015年3月制定)

e 承認サービス(マンション管理組合)＜総合振込利用版＞利用規定(以下、「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」といいます)がマンション管理組合向けインターネット支払承認サービス「三井住友銀行の e 承認サービス(マンション管理組合)＜総合振込利用版＞」(以下、「e 承認サービス」といいます)にて提供するサービス(以下、「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。

本サービスの申込人(以下、「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用することを承諾して申込むものとし、当行がこれを承認して契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

尚、以下の規定にて記載の本サービスの内容については、契約者の申込内容によっては一部制限される場合があります。

1. 「e 承認サービス」の内容等

(1) 本サービスの内容

e 承認サービスとは、契約者がマンション管理会社(後記 1. (2)に定義します)に委託する契約者のマンション管理に必要な各種費用(以下、「管理費用」といいます)の支払等を円滑に実施することを目的として、マンション管理会社が登録した管理費用の支払承認依頼について、契約者が指定した者が端末(後記 1. (3)に定義します)を用いて承認や否認を行うことができるサービスをいうものとします。本サービスには、端末を用いた契約者からの依頼に基づいて行う以下の各機能及び各サービスがあります。

- ① 契約者の代表者(以下、「理事長」といいます)が、本サービスのうち、後記③に記載する機能に係る承認又は否認を行う権限を有する者(以下、「担当理事」といいます)を登録し・利用権限を付与する機能(以下、「理事管理機能」といいます)
 - ② 理事長が本サービスにおける新たな理事長を登録できる機能(以下、「理事長交代機能」といいます)
 - ③ 管理会社が登録した管理費用の支払等に対する承認または否認を行う機能(以下、「支払等承認機能」といいます)
 - ④ 前記③で承認した振込依頼明細の総合受付及びその明細に基づく振込手続(以下、「データ伝送サービス」といいます)
 - ⑤ 前記④で依頼した振込に関し、振込先金融機関において入金不能となった場合、契約者からの依頼なしに、契約者の口座へ入金する手続(以下、「クイックレポートサービス」といいます)
- なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(2) 契約者とマンション管理会社との関係

① マンション管理会社

マンション管理会社(以下、「管理会社」といいます)とは、契約者がマンション管理委託契約等により、本サービスの利用に必要な事項について業務を委託している会社で、別途当行が認める会社をいうものとします。

② マンション管理委託契約

契約者は、自らの責任において本サービスの利用に必要な事項について管理会社へ委託するものとし、当行は契約者が本サービスの申込をした時点で、本サービスの利用に必要な事項について契約者と管理会社との間で有効な委託契約等があるものとみなします。

③管理会社のサービス利用

契約者が本サービスを申込・利用するためには、管理会社が e 承認サービスにおいて、管理会社が利用するサービス(以下、「管理会社側サービス」といいます)を利用していることが必要です。

④本サービス利用のための情報開示

当行は、契約者・管理会社間にマンション管理委託契約があることを前提に、管理会社に対し、契約者が本サービスを利用する上で必要な契約者および理事長・担当理事に関する情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。ただし、理事長・担当理事のログイン ID、初期パスワードおよびパスワードについては開示しないものとします。尚、契約者は、当行が理事長・担当理事に関する情報を管理会社に開示することについて、予め当該理事長および担当理事の同意を得ておくこととします。

(3)利用環境

契約者は、インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末(以下、「端末」といいます)を理事長および端末を操作する権限を与えられた担当理事が占有・管理する場合にのみ本サービスを利用することができます。但し、端末に当行所定の環境が備わっていても、端末に個別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用できないことがあります。

(4)利用可能な取引の範囲

本サービスは、日本国内における取引に関してのみ利用できるものとし、海外からは利用できないものとします。

(5)サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

2.本サービスの申込

(1)申込方法

本サービスの利用にあたっては、「e 承認サービス(マンション管理組合)＜総合振込利用版＞申込書」または当行所定の方法(以下、併せて「申込書等」といいます)による申込が必要です。当行が申込書等を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下、「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、申込がある場合でも、当行の判断により申込の受付ができない場合があります。本サービスを申込みことができる者は、当行の認めるマンション管理組合に限ります。

(2)管理会社の届出

契約者は、本サービスで利用する管理会社を申込書等により当行宛に届け出るものとします。但し、指定可能な管理会社は、管理会社側サービスを利用する管理会社に限りです。

(3)ご利用口座、手数料決済口座の届出

契約者は、本サービスで利用する振込資金払出口座、組戻代り金入金口座(以下これらを、「ご利用口座」といいます)、本サービスのお申込代表口座(以下、「申込代表口座」といいます)、振込手数料払出口座、組戻手数料引落口座(以下これらを、「手数料決済口座」といいます)を申込書等により当行宛に届け出るものとします。但し、ご利

用口座、申込代表口座、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限ります。

(4) 基本機能及び利用サービスの選択

本サービスが提供する内容は、申込書等に沿ったものになります。前記 1.(1)①から③の各機能(以下、「基本機能」といいます)を契約者は利用できるものとし、前記 1.(1)④及び⑤の各サービスは、申込書等にて届けた場合に利用できるものとします。利用サービスを変更する際には、契約者は当行に対して必要事項を記入した申込書等により届け出るものとします。

(5) ログイン ID の通知と初期パスワードの変更

契約者は、本サービスを申し込む際に、初期パスワードを当行に届け出るものとし、当行は当行所定の手続きにより、初期パスワードの登録を行ない、本サービスのログイン ID を契約者の届出住所宛に郵便等の方法により通知します。契約者は、初めて本サービスを利用する際に、端末の操作により当行所定の方法で、初期パスワードの変更を行なうこととします。この変更手続きによって届けられたパスワードを、本サービスを利用する際の正式なパスワード(以下「パスワード」といいます)とするものとします。

3. 本人確認

(1) 本人確認手段

本サービスの利用にあたっては、本サービス専用のログイン ID、初期パスワード及びパスワードを本人確認手段として利用するものとします。

(2) 本人確認手続

以下に定めるいずれかの場合の確認が取れた時点で、当行は正当な契約者による使用であると認めることができます。

- ・ログイン ID とパスワードが、当行に登録されているものと一致した場合
- ・ログイン ID と初期パスワードが、当行に登録されているものと一致した場合

(3) ID、パスワード等の管理

①ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。

②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、契約者は当行に対して直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。ログイン ID、初期パスワードまたはパスワードの盗用または不正使用等により生じた損害については、当行は責任を負いません。

③本サービスを利用するにあたり、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合は、当行は当該ログイン ID による本サービスの利用を停止します。

4. 基本機能

(1) 理事管理機能

①理事管理機能の内容

理事管理機能とは、理事長の占有・管理する端末による依頼に基づき、理事長が担当理事の新規登録、変更等

の登録申請の承認、若しくは担当理事の削除、ログインパスワードの初期化等(以下、併せて「承認等」といいます)を行う機能をいうものとします。

②承認等の方法

理事長は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、承認等の必要な操作をすることにより登録等を行うものとします。

③承認等の内容の帰属

理事長が承認等を行った内容については、契約者に帰属するものとします。理事長が承認等を誤った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、当行は理事長や担当理事が契約者において正当な権限を有するか等について何ら確認する義務はないものとします。

(2)理事長交代機能

①理事長交代機能の内容

理事長交代機能とは、理事長の占有・管理する端末による依頼に基づき、理事長が新たな理事長(以下、「新理事長」といいます)の承認等を行う機能をいうものとします。

②承認等の方法

理事長は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、承認等の必要な操作をすることにより新理事長の登録等を行うものとします。なお、新理事長の登録にあたり、契約者は事前にまたは登録後速やかに新理事長の選任決議議事録の写し等の確証を当行に提出し、当行所定の変更手続(以下、「書面による代表者変更手続」といいます)を行うものとします。登録後 6 ヶ月以内に書面による代表者変更手続が完了しない場合は、当行は本サービスの利用を停止します。

③承認等の内容の帰属

理事長が承認等を行った内容については、契約者に帰属するものとします。理事長が承認等を誤った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、当行は理事長や新理事長が契約者において正当な権限を有するか等について何ら確認する義務はないものとします。

④新理事長による操作内容

新理事長として登録された者が行った本サービスの操作内容について、当行は正当な権限を有する理事長が行ったものとみなします。新理事長が契約者において正当な権限を有しない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3)支払等承認機能

①支払等承認機能の内容

支払等承認機能とは、理事長・担当理事が占有・管理する端末による依頼に基づき、理事長・担当理事が、管理会社が登録した管理費用の支払等についての承認依頼に対し、承認または否認を行う機能をいうものとします。

②事前設定

理事長は、支払等承認機能の利用にあたり、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、承認等を行う理事長や担当理事(以下、「承認者」といいます)の指定等、支払等承認機能の利用に必要な所定事項(以下、併せて「承認事項」といいます)を入力または承認する方法により、事前設定を行うものとします。

③支払等情報の登録、結果通知

承認または否決を行う支払等の情報は、管理会社が管理会社側サービスに登録する方法で、承認者に通知するものとします。また、管理会社は、管理会社側サービスにて承認者による承認結果を確認することができるものとします。

④承認・否認の方法

承認者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、承認または否認に必要な所定事項を入力することにより承認または否認を行うものとします。当行は、承認者が承認を行った結果が承認事項と合致した場合に、契約者が正当に承認したものとみなします。

⑤承認・否認の取消

承認者が承認または否認した支払等は、当行所定の期間(以下、「承認取消可能期間」といいます)内のみ承認または否認の取消ができるものとします。取消可能期間を経過した承認または否認は確定するものとし、確定後の取消依頼について当行は対応する義務はないものとします。

⑥承認・否認結果の通知

当行は、確定した支払等の承認・否認の結果について、管理会社に通知するものとします。

5.提供サービス

(1)データ伝送サービス

①データ伝送サービスの内容

データ伝送サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づいて行う、振込依頼明細(給与または賞与の振込を除きます。)の総合受付及びその明細に基づく振込手続(以下、「総合振込データ伝送」といいます)を行うサービスをいうものとします。データ伝送サービスの利用にあたっては、当行所定の振込手数料(消費税を含みます。)が必要となります。

なお、総合振込データ伝送の依頼(以下、「データ伝送依頼」といいます)に関し、1回の依頼により当行が受付可能な件数については、当行所定の件数を上限とします。

②データ伝送の依頼の方法

契約者はデータ伝送依頼を以下の方法で行うものとします。

ア. データ伝送依頼の承認

契約者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に、前記 4.(3)に定める方法で承認することによって、データ伝送依頼を承認するものとします。

イ. データ伝送依頼の完了

当行は、前記 5.(1)② ア.に定めるデータ伝送依頼の承認手続が完了し、かつ前記 4.(3)⑤に定める承認取消可能期間を経過した場合に、正当な契約者からのデータ伝送依頼が完了したものとし、振込指定日に当行所定の方法により振込手続を行います。

なお、データ伝送依頼の完了後はデータ伝送依頼の取消・変更はできません。

ウ. 振込資金及び振込手数料等の引落とし

(ア)当行は、契約者が支払うべき振込資金及び振込手数料(消費税を含みます。)を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)、当座勘定規定、納税準備預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、払出口座より引落します。

(イ)前記 5.(1)② ウ.(ア)に定める引落としは、データ伝送依頼の確定後、当行所定の方法により行います。但し、振込手数料の支払方法につき、申込書にて「所定の日一括」を指定している場合の振込手数料の引落としは、

普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、振込手数料払出口座から当行所定の日に一括して行うものとします。なお、引落日に、払出口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が払出口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座による貸越を含みます。))を利用できる範囲内を含みます。)を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込はいたしません。

(ウ)前記5(1)② ウ.(ア)に定める引落し(前記 5.(1)② ウ.(イ)に定める引落しを除きます。)ができなかった場合(払出口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含みます。)、当該データ伝送依頼は取り消されたものとして取扱います。また、当行は資金の引落しができなかったことを契約者に連絡することはいたしません。

③組戻し

データ伝送依頼の完了後にデータ伝送依頼の取消・変更が必要な場合、また、契約者がデータ伝送依頼をした口座への入金ができない場合には、当行は契約者から取扱店に当行所定の組戻依頼書の提出を受けた上、組戻手続を行うものとします。この場合、当行所定の組戻手数料(消費税を含みます。)が必要となります。

④取引内容の確認

ア. データ伝送サービスによる取引後、契約者は、速やかに預金通帳等への記入、または別途送付する当座勘定ご利用明細等により取扱内容と依頼内容とを照合するものとします。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、契約者は、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

イ. 取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。

(2)クイックレポートサービス

①入金不能の場合の取扱

契約者が当行に依頼した振込に関し、入金口座なし等の事由により、振込先金融機関において受取人の預金口座に入金がなされなかった場合、当行は契約者に通知することなく、かつ契約者から組戻し依頼を受け付けることなく、振込先金融機関から振込資金の返還を受けて、申込書等で指定の組戻代り金入金口座に入金することができるものとします。

②契約者による入金の確認

当行は、契約者から依頼を受けた振込の成否に関して契約者にいっさい連絡しませんので、契約者は申込書等で指定の組戻代り金入金口座への入金の有無を確認する等の方法により、当行に依頼した振込が完了したかどうかを自らの責において確認するものとします。

③組戻し手数料

前記 5.(2)①の場合、当行は所定の組戻し手数料を、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなく、申込書等で指定の組戻手数料引落口座から自動的に引落すことができるものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく、組戻し手数料を変更することがあります。

④当行の免責等

クイックレポートサービスの利用により契約者に損害が生じたとしても、当行はいっさいの責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合には契約者がすべて補償するものとします。

6.免責事項

(1) 本人確認手段の不正使用等

前記 3.(2)に定める本人確認手続を経た後に行った一切の取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通信手段の障害等

通信機器、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット及びコンピュータ等の障害等当行の責によらない事由により、本サービスが利用不能となった場合または本サービスの取扱が遅延となった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により、ログイン ID、パスワードその他の本人確認手段、取引情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 印鑑照合

契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) 記録の保存

本サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録、電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(7) その他

- ① 当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。
- ② 当行は、契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- ③ 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限ります。当行はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。
- ④ 本規定の他の条項に関わらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる

る誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

⑤契約者、理事長および承認者自身が占有、管理する端末により本サービスを利用しなかったことによって契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

7.届出事項の変更

(1)連絡先の届出

当行は契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会、確認を行うことがあります。その場合、当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

(2)届出事項の変更

申込書による届出事項に変更がある場合、及び本サービスの申込についての届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の書面により取引店宛に届け出るものとします。但し、契約者の電子メールアドレス等当行所定の事項の変更については、契約者の端末により当行に届けることもできるものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3)変更事項の届出がない場合の取扱

当行が前記 7.(1)の連絡先に宛て通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(4)インターネットを経由した書面等の交付

当行が契約者に対して各種書面等につき提出・交付・送付・通知する場合は、インターネット上で各種書面等を掲示した時点で、契約者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行なわれ、契約者に当該各種書面が到着したものとみなします。契約者は、当行所定の方法により各種書面を閲覧する義務を負うものとし、契約者が当該各種画面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8.解約等

(1)都合解約

本利用契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

(2)解約の効力

当行からの解約の効力は、契約者に通知が到着し、かつ当行所定の解約処理が完了した時点より発生するものとします。当行が前記 7.(1)の連絡先にあてて解約通知を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。契約者からの解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約処理を行った時点から発生するものとします。

(3)申込代表口座、手数料決済口座、サービス利用口座の解約

申込代表口座、手数料決済口座が解約された場合には、本利用契約も当然に解約されたものとします。ご利用口座が解約された場合には、当該口座にかかるサービスの利用契約のみが解約されたものとみなします。

(4) マンション管理委託契約の解約

契約者と管理会社とのマンション管理委託契約が解約となった場合には、本利用契約も当然に解約されたものとします。

(5) 本サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- ①契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ②管理会社が管理会社側サービスの利用を停止した場合
- ③当行に予め届け出た電子メールアドレスの相違等により、当行から契約者宛に送信した電文が不着になった場合

(6) 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとします。(但し、⑥号に該当する場合には、当行は契約者に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。)

- ①手形交換所またはこれに半ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ②支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- ③前記 8. (6) ①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
- ④解散その他営業活動を休止した場合
- ⑤前記 5. (1) ②及び 5. (2) ③に定める手数料等を 2 ヶ月連続して支払わなかった場合
- ⑥申込書等または本規定に定める届出(変更の届出を含みます。)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑦1 年以上の当行が相当と認める期間、本サービスの利用がなかった場合
- ⑧管理会社側サービスが解約となった場合

(7) 本サービスの休止

当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を休止できるものとします。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(8) 解約等時の未処理

本利用契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込等の処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理をする義務を負いません。

9. 業務委託の承諾

当行は、当行が任意に定める第三者(以下、「委託先」といいます)に、本サービスサイトを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等の業務のほか、本サービスを運営する上で必要な業務の一部を委託することができるものとします。また、当行は必要な範囲で契約者に関する情報を委託先に開示することができるものとします。この場合、契約者はこれらに異議なく承諾することとします。

10. サービスの停止及び廃止

当行は、90 日前の事前の通知をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。但し、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

11. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、ご利用口座にかかる各種規定、振込規定により取扱います。

12. 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、契約者に変更内容の通知を行うことにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、通知された内容に同意しない場合には、通知の際に定める、1 週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

13. 権利・義務の譲渡・買入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

14. 有効期間

本利用契約の当初有効期間は申込日から起算して 1 年間とし、契約者または当行から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとし、以降も同様とします。

15. 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

お客様の情報の利用目的について

私どもは個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、お客様の個人情報を、預金や融資業務のほか、銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務において、下記利用目的で利用いたします。

金融商品やサービスの申込受付、資格等の確認、継続的なお取引における管理、融資取引やリスク商品等の適合性の判断、金融商品やサービスの研究や開発、各種ご提案、お取引の解約や事後管理、権利の行使や義務の履行、与信業務における個人情報機関の利用、委託業務の遂行等、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

なお、個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年金融庁告示第 67 号)に定められた機微(センシティブ)情報は、銀行法施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。